

KIHO

広報きほう 10月号

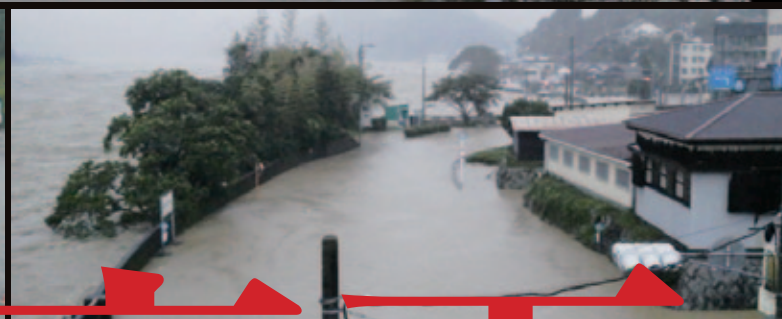
Public Relations Kiho 2011 vol.69

災害臨時号

町を襲った

台風

台風12号の影響により、熊野川が氾濫し国道42号が浸水。
被害状況の確認に向かう、町と国土交通省の職員。その後、
被害は想像を超えるものとなった。(写真は成川下地地区)



豪雨

紀宝を襲う記録的

8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、9月2日に四国地方に接近、3日10時前には高知県東部に上陸しました。

大型で、さらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺に非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて山沿いを中心に広い範囲で大雨となりました。特に紀伊半島では降り始めの8月30日5時から総降水量が多いところでは1800mmを超えるなど記録的な大雨となりました。

このため紀宝町では、熊野川・相野谷川・井田川・神内川が氾濫し、土砂災害、浸水などが起こり、広い範囲で床上・床下浸水などの住家被害、田畑の冠水などの農林水産業への被害、鉄道運休などの交通障害が発生しました。

台風12号は、町に甚大な被害をもたらしました。

11		6	5	1			
		7					
12	10		8	1			
13			9				

①旧熊野大橋を越えた熊野川の濁流。(4日6時16分撮影) ②熊野川が氾濫し、成川地区の国道42号は浸水する。(4日6時6分撮影) ③大里永田地区で川の氾濫状況を監視する町職員と消防団員。この後、写真奥のカブミラーが隠れるほど浸水する。(3日17時撮影) ④大里地区と井内地区はまるで湖のように浸水。(4日11時33分撮影) ⑤成川飯盛地区の農協付近も浸水。(4日7時30分撮影) ⑥水が引き始めた成川下地地区。(4日12時20分撮影) ⑦⑧高岡地区の輪中堤(高さ9・4m)を超えて集落へ浸水する様子。この後、相野谷川の水位は10mを超えた。(3日17時10分撮影) ⑨高岡地区の避難所も浸水したため山道を抜けて避難。⑩鶏殿地区のコンビニ前の国道42号も浸水。(4日5時34分撮影) ⑪高岡地区の輪中堤内では、2階が隠れるほど浸水する。(4日12時7分撮影)

【①②⑩写真・紀南河川国道事務所提供】



被害

台風 12 号 2011.08.30 ~ 09.05

豪雨による甚大な

河川氾濫や土砂崩れ
などで被害拡大

台風 12 号に伴う記録的豪雨で、和歌山、奈良、三重の紀伊半島を中心に河川の氾濫や土砂災害などの被害が拡大しました。

氾濫した相野谷川の水位が過去最高の 10 m を超えるものとなったため、濁流が高岡、大里、鮎田の各地区にある輪中堤（高さ 9・4 m）を超えて浸水。高岡の輪中堤では、一部が根こそぎ倒れました。

一時、土砂災害により孤立集落も存在したため、陸上自衛隊と警察、消防、海上保安庁による救助活動と安否確認が行われました。

床上・床下浸水、道路の通行止め、電話回線の不通、停電、断水など、生活機能が完全に麻痺した状態となっていました。

9 月 16 日までに判明した死者は三重県 2 人（うち紀宝町 1 人）、和歌山県 47 人、奈良県 8 人で、全国では 67 人に上っています。また、行方不明者は、全国で 26 人（うち紀宝町 1 人）に上っています。（消防庁資料より）

掲載写真

14	12	9	3	1
15	13	10	6	4
16	11	8	7	5

①上空から見ると、山間部にはいくつも土砂崩れの形跡が存在する。②浸水したため、大量の災害ごみが発生。③神内地区でも土砂崩れが発生。民家を襲った。

④避難所となった相野谷中学校体育館。最大時で 74 人が避難。⑤⑩高岡地区の輪中堤。濁流は高さ 9・4 m の堤防を越え、一部を根こそぎ倒した。⑥⑧土砂崩れが発生し、集落のみこまれた高岡地区。⑦

⑪土石流に乗り込まれた浅里和田地区。自衛隊員による行方不明者の捜索が行われた。⑨浅里地区から自衛隊のヘリで救助された住民ら。⑫濁流に押し流され、電柱をなぎ倒し止まった納屋。大里地区。⑬土砂崩れが発生した浅里地区。民家が飲み込まれた。⑭道路が崩落した成川上土地地区。⑮

大里地区で救助活動を行う三重県警。⑯大里津本地区を視察し、西田町長から説明を受ける野田首相と鈴木三重県知事。（9 月 9 日）

【⑨⑩写真：陸上自衛隊久居駐屯地広報室提供】

多大な被害をもたらした 台風 12 号概要

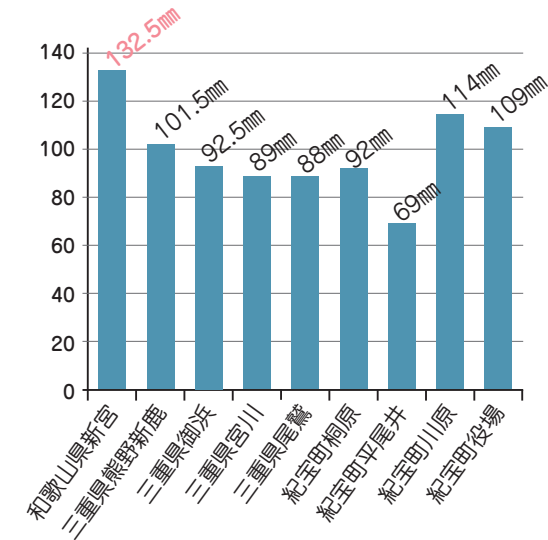
台風12号の概要

8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、28日には強風半径が500kmを超えて大型の台風となり、30日には中心気圧が965hPa、最大風速が35m/sという大型で強い台風となりました。

台風は、その後もゆっくりとした速度で北上を続け、30日に小笠原諸島付近で進路を一旦西に変えた後、9月2日には暴風域を伴ったまま北上して四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸しました。その後、台風はゆっくりと北上して四国地方、中国地方を縦断し、4日未明に日本海に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧となりました。

記録的な雨量

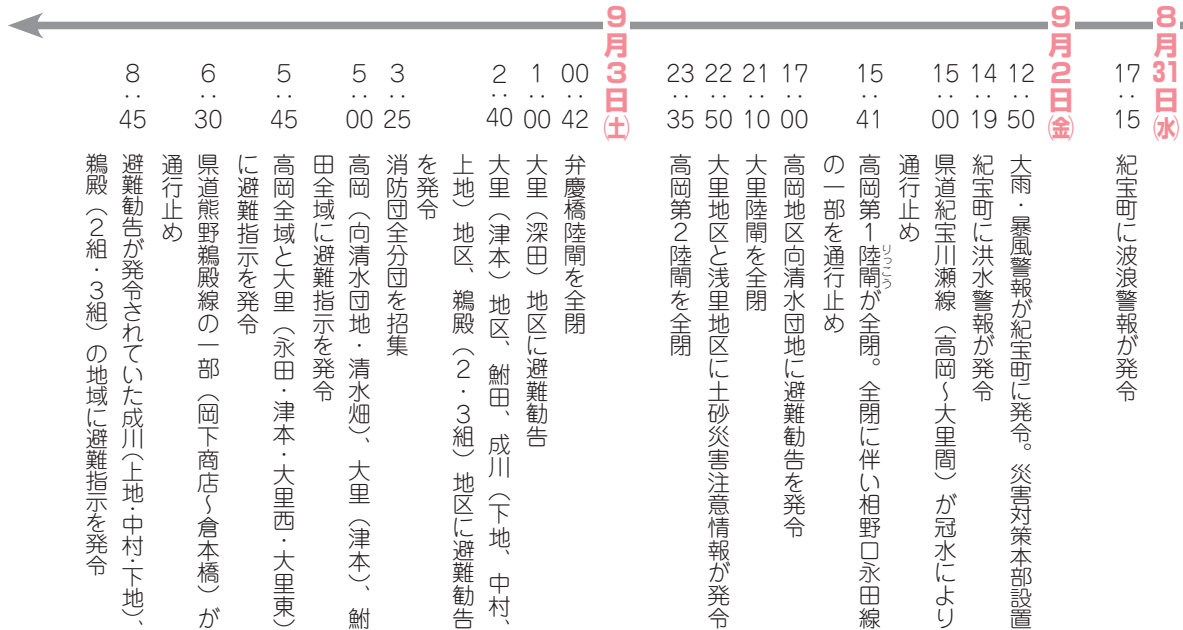
8月30日17時からの総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で1000mmを超え、奈良県上北山村上北山で総降水量は1811.5mmとなるなど、総降水量が年間降水量平年値の6割に達したところもあり、紀伊半島の一部の地域では解析雨量で2000mmを超えるなど、記録的な大雨となりました。



主な1時間降水量 (8月30日から9月6日までの各観測所の最大値)		
和歌山県新宮	132.5mm	4日 3時 57分まで
三重県熊野新鹿	101.5mm	4日 5時 02分まで
三重県御浜	92.5mm	4日 3時 20分まで
主な期間降水量 (8月30日午後5時から9月6日までの各測定所の総降水量)		
奈良県上北山	1811.5mm	
三重県宮川	1630.0mm	
和歌山県色川	1186.0mm	

※ 精査により数値が更新される可能性があります。
※ 気象庁資料より

台風12号対応の経過(概要)



り、水位はさらに上昇した可能性が高いとのこと。

避難について

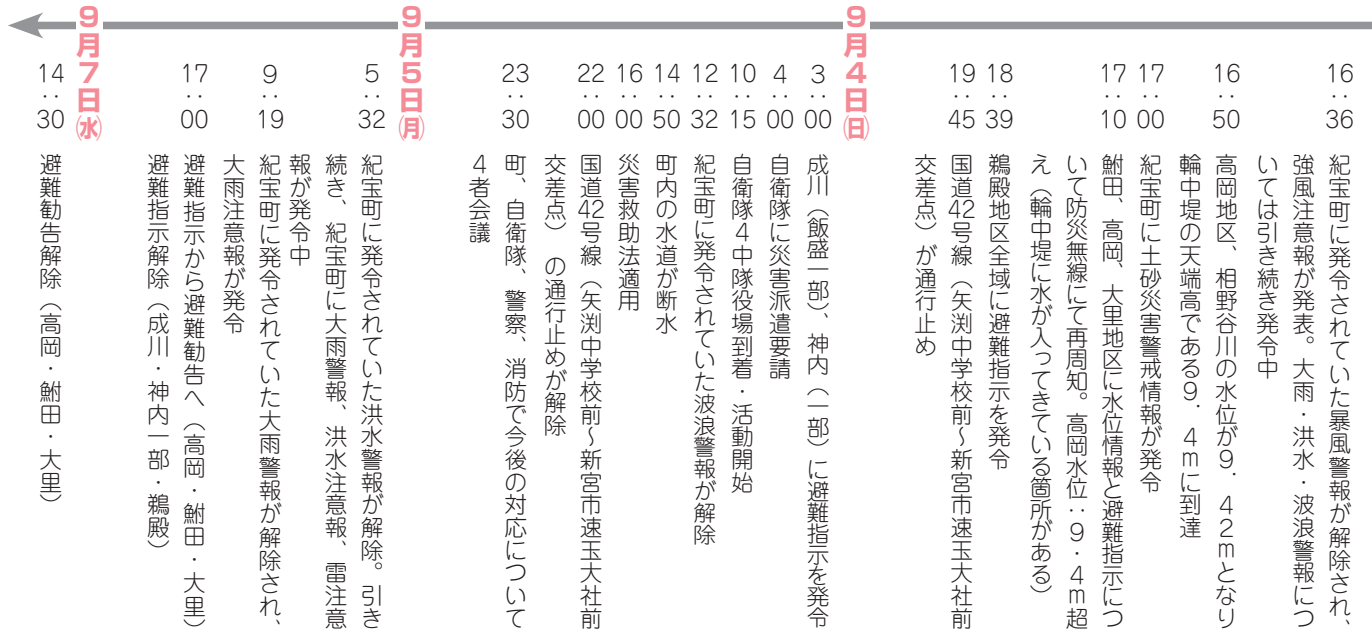
道路の通行止めや浸水などの影響により、ピーク時の4日5時現在では、3405世帯7432人を対象に避難指示が発令されました。避難所はまなびの郷や小学校など19か所に開設。自主避難を含め、約1000人が避難しました。避難所の中には、想像を超える水に襲われ、浸水し

てしまつ箇所もあり、山を越えて近隣民家へ避難するところもありました。

浅里地区に関しては、2日20時から停電し、2日22時30分、道路も冠水により通行止めとなり、ピーク時には防災行政無線、固定電話、携帯電話が繋がらなくなり、連絡を取ろうにも取れない状況となっていました。

その中で土砂崩れが発生し、9月18日現在においても行方不明1名の捜索が行われています。

避難者数(ピーク時) (9月4日5時現在)		
地区	施設名	避難者数
井田	井田小学校	11
	保健センター	3
成川	上地多目的集会施設	36
	成川保育所	72
	飯盛保育所	15
鮎田	御船浄水場	76
	鮎田水門管理棟	13
	牛鼻神社社務所	11
高岡	高岡避難所 →近隣民家へ避難	19
	明和小学校	9
大里	ふるさと資料館	16
	相野谷中学校	44
井内	井内青年クラブ →近隣民家へ避難	2
平尾井	平尾井高齢者生産活動センター	2
鵜殿	鵜殿小学校	131
	役場本庁舎	89
	まなびの郷	390
	福祉センター	77
	第4分団消防車庫	20
合計		1,036



支え合うところ

やさしい気持ちに 紀宝町は支えられている



01



04



03



02

01. 紀宝町災害ボランティアセンターには、全国各地からたくさんの方が紀宝町の復興のために駆けつけてくれました。02. 被災地では、ボランティアの方々のおかげで大助かりです。03. 自衛隊をはじめ、各市町のみなさんが給水活動をしてくれました。04. 全国から支援物資が数多く送られてきています。本当にありがとうございます。

支え合うところが 復興へつながる

紀宝町は、台風12号の影響により今まで経験したことのない大規模かつ深刻な被害に遭いましたが、総力を挙げて災害復旧に取り組んでいます。

そんななか、全国各地からやさしい気持ちがたくさん届いています。

紀宝町災害ボランティアセンターでは、地元の方をはじめ遠くは北海道など、県内外から多くのみなさまにボランティアの参加協力をいただいています。9月18日現在累計で2,263人の登録があり、連日浸水した家屋の片づけなどの支援に尽力をいただいています。

また、国・県をはじめ各種団体から、数多くの方々が駆けつけ、給水活動や家屋の消毒、事務手続きの援助などについて、行政支援をしていただいています。

支援物資も全国各地から、食料や日用品・衣類などがたくさん届いており、送っていただいた物資は、自主防や民生委員などを通して、避難所や要援護者などへ、くまなく迅速に支給させていただいています。

全国各地から届けられた物心両面からの暖かい支援と、支え合うところの連携が今の紀宝町を支えています。

支援者への感謝の気持ちを忘れずに、支え合うところを大切にし、一日も早い復興に向けて、みんなで一緒にがんばりましょう。

紀宝町のために ご支援くださったみなさん

(9月18日現在)

紀宝町災害ボランティア登録者総数 2,263人

支援団体

三重県／津市／四日市市／鈴鹿市／伊勢市／鳥羽市／伊賀市／亀山市／名張市／桑名市／尾鷲市
熊野市／多気町／菰野町／朝日町／紀北町／明和町／木曽岬町／東員町／大紀町／大台町／玉城町
南伊勢町／川越町／御浜町／国土交通省／海上保安庁／三重県警／三重県歯科医師会南紀支部
陸上自衛隊久居駐屯地／中日本高速道路㈱／御浜町消防団／紀北町消防団／みえ清掃事業協議会
北越紀州製紙㈱洋紙事業本部紀州工場／自治労三重県本部／紀宝町建設業組合／紀宝町水道組合
県内小中学校／市町教育委員会／県教職員組合／志摩JCHほか多数のみなさん

— Interview —

各市町から行政支援に！

1日も早い復興を
ころから願っています

9月8日から17日までの10日間、大紀町役場から派遣されてきました。

被災した紀宝町は、テレビで見るよりひどく、匂いやほこりもあって、言葉になりませんでした。

紀宝町では、家屋の消毒作業のお手伝いをさせてもらっているのですが、みなさん被災しているにも関わらず、やさしい笑顔で心をこめて「ありがとう」と言ってくれるのにはグラッときますね。

お手伝いができて本当によかったと思います。困った時はお互いさますよね。助け合っていないと。

これからも大変な日々が続くと思いますが、紀宝町のみなさんの1日も早い復興をころから願っています。



おおにし よしひろ
大西 喜大さん
三重県大紀町役場職員

気仙沼市からボランティアに！

恩返し of 気持ちで
やってきました

こちらには、紀宝町役場の方が気仙沼にボランティアに来てくれたのがきっかけでやってきました。恩返しの気持ちを込めて。

紀宝町がニュースに出てのを見た時は、みなさんの安否が心配で、すぐにでも駆けつきたい気持ちでいっぱいになりました。

気仙沼は今も、地盤沈下
がひどく、復興はまだ
の状態です。

私の経験から、紀宝町のみなさんには、ストレスを溜めずに誰かに話してくださいと伝えたいです。誰かに話をする、すごく気持ちが楽になるんですよ。だから、辛いことや悲しいことを自分ひとりで抱えこまずに、誰かに話してください。ひとりで悩まないで。



はたけやま えり
畠山 枝理さん
宮城県気仙沼市

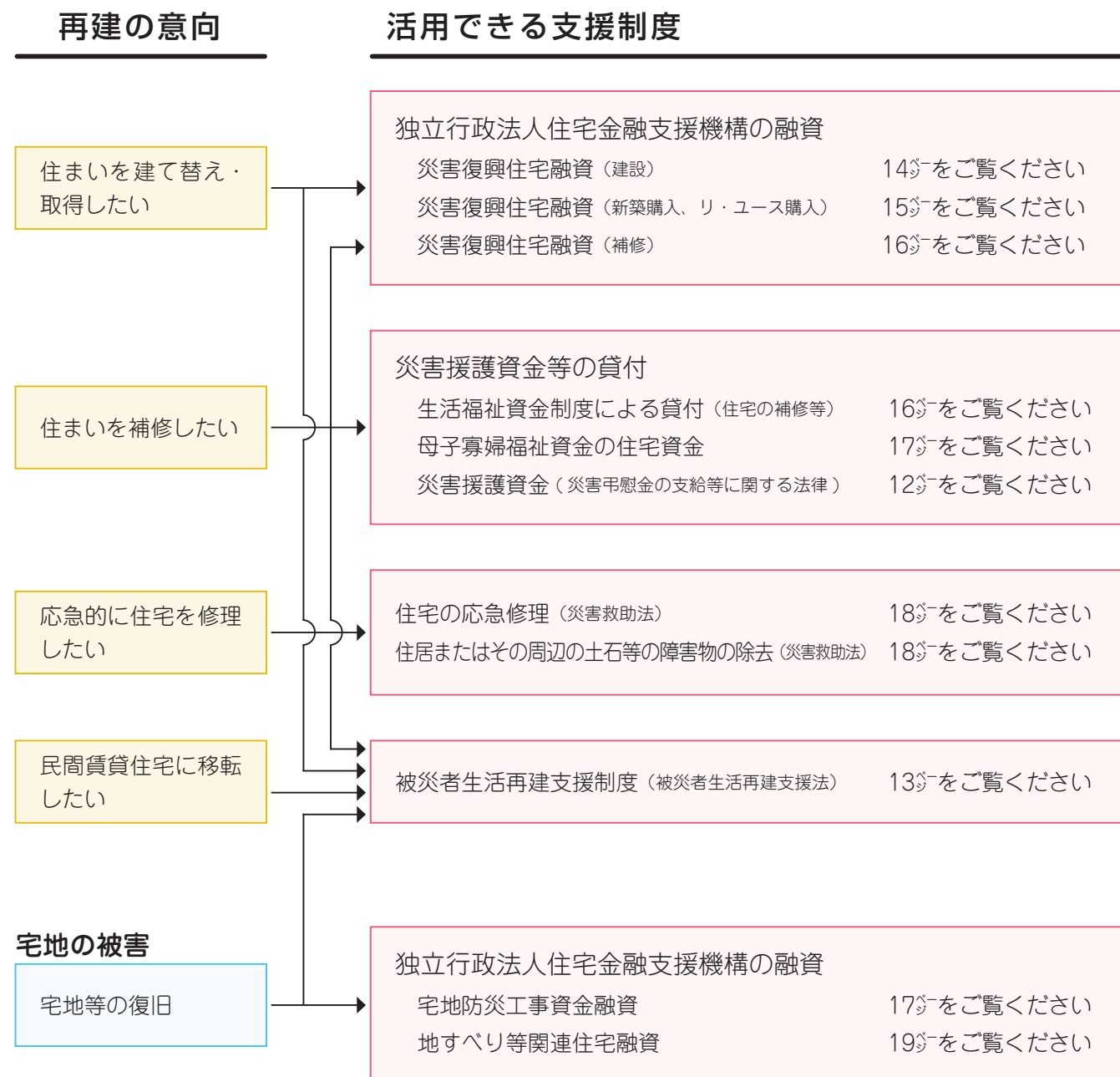
台風 12 号による住宅被害に対して

被災者支援に関する各種制度の概要

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。（平成 23 年 9 月 14 日現在）

◆住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等の被害程度を証明するものとして「罹災証明書^{りさい}」があります。詳しくは、10 ページをご覧ください。



罹災証明書^{りさい}について

台風 12 号により建物（家屋等）に損害を受けた方に対して「罹災証明書」の申請受付を行っています。

受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（当分の間土日含む）
申請受付場所	役場福祉課（申請用紙は福祉課にあります）
必要なもの	印鑑

※罹災証明とは

罹災証明書は、地方自治法第 2 条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。

※被害認定基準

住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50％以上 70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40％以上 50％未満のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上 70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 50％未満のものとする。

▶詳しくは、紀宝町役場福祉課（☎33—0339）までお問い合わせください。

被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

支援の種類	給付											
支援の内容	●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。											
	●支給額は、下記の２つの支援金の合計額になります。 （世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３／４になります。）											
	◆住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）											
	<table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">住宅の被害程度</td></tr><tr><td>全壊等</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table>		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100 万円	50 万円			
			住宅の被害程度									
全壊等		大規模半壊										
支給額	100 万円	50 万円										
◆住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）												
	<table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">住宅の再建方法</td></tr><tr><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅を除く）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table>		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
	住宅の再建方法											
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）									
支給額	200 万円	100 万円	50 万円									
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、 合計で ２００（または１００）万円。											
活用できる方	●住宅が全壊等（※）または大規模半壊した世帯が対象です。											
	（※）下記の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯 （長期避難世帯）											
お問い合わせ	紀宝町役場総務課（☎３３－０３３３） 三重県防災危機管理部防災対策室（☎０５９－２２４－２１８９）											

※本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。
この調査には現地の被害確認が必要なため、できるだけ被害状況の保存にご協力ください。

災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	貸付																														
支援の内容	●災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 <table><tr><td rowspan="10">貸付限度額</td><td colspan="2">①世帯主に１か月以上の負傷がある場合</td></tr><tr><td>ア. 当該負傷のみ</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>イ. 家財の３分の１以上の損害</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>ウ. 住居の半壊</td><td>270 万円</td></tr><tr><td>エ. 住居の全壊</td><td>350 万円</td></tr><tr><td colspan="2">②世帯主に１か月以上の負傷がない場合</td></tr><tr><td>ア. 家財の３分の１以上の損害</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>イ. 住居の半壊</td><td>170 万円</td></tr><tr><td>ウ. 住居の全壊（エの場合を除く）</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>エ. 住居の全体の滅失または流失</td><td>350 万円</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td colspan="2">年３％（据置期間中は無利子）</td></tr><tr><td>据置期間</td><td colspan="2">３年以内（特別の場合５年）</td></tr><tr><td>償還期間</td><td colspan="2">10 年以内（据置期間を含む）</td></tr></table>	貸付限度額	①世帯主に１か月以上の負傷がある場合		ア. 当該負傷のみ	150 万円	イ. 家財の３分の１以上の損害	250 万円	ウ. 住居の半壊	270 万円	エ. 住居の全壊	350 万円	②世帯主に１か月以上の負傷がない場合		ア. 家財の３分の１以上の損害	150 万円	イ. 住居の半壊	170 万円	ウ. 住居の全壊（エの場合を除く）	250 万円	エ. 住居の全体の滅失または流失	350 万円	貸付利率	年３％（据置期間中は無利子）		据置期間	３年以内（特別の場合５年）		償還期間	10 年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に１か月以上の負傷がある場合																														
	ア. 当該負傷のみ		150 万円																												
	イ. 家財の３分の１以上の損害		250 万円																												
	ウ. 住居の半壊		270 万円																												
	エ. 住居の全壊		350 万円																												
	②世帯主に１か月以上の負傷がない場合																														
	ア. 家財の３分の１以上の損害		150 万円																												
	イ. 住居の半壊		170 万円																												
	ウ. 住居の全壊（エの場合を除く）		250 万円																												
	エ. 住居の全体の滅失または流失	350 万円																													
貸付利率	年３％（据置期間中は無利子）																														
据置期間	３年以内（特別の場合５年）																														
償還期間	10 年以内（据置期間を含む）																														
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上 ②家財の 1／3 以上の損害 ③住居の半壊または全壊・流出 ●所得制限があります。 <table><tr><td>世帯人員</td><td>町民税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1 人</td><td>220 万円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>430 万円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>620 万円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>730 万円</td></tr><tr><td>5 人以上</td><td>1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円とします。</td></tr></table>	世帯人員	町民税における前年の総所得金額	1 人	220 万円	2 人	430 万円	3 人	620 万円	4 人	730 万円	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円とします。																		
世帯人員	町民税における前年の総所得金額																														
1 人	220 万円																														
2 人	430 万円																														
3 人	620 万円																														
4 人	730 万円																														
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円とします。																														
お問い合わせ	紀宝町役場福祉課（☎33-0339）																														

災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

支援の種類

融資

支援の内容

●自然現象により生じた災害、または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。

●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

◆新築住宅の購入

	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算（一般分）		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間です。
土地取得費		970万円	

◆リ・ユース住宅の購入（表①）

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	－
特例加算（一般分）	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

活用できる方

●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」したむねの「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」したむねの「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）

お問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構（☎0120-086-353）

※リ・ユース住宅：中古住宅のこと

災害復興住宅融資（建設）

支援の種類	融資																										
支援の内容	●自然現象により生じた災害、または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。																										
	●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。																										
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。																										
	●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。																										
	<table><tr><th></th><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr><tr><td rowspan="4">基 本 融 資</td><td>耐火住宅</td><td>1,460 万円</td><td>35 年</td></tr><tr><td>準耐火住宅</td><td>1,460 万円</td><td>35 年</td></tr><tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,460 万円</td><td>35 年</td></tr><tr><td>木造住宅（一般）</td><td>1,400 万円</td><td>25 年</td></tr><tr><td colspan="2">特例加算（一般分）</td><td>450 万円</td><td rowspan="3">併せて利用する基本融資の返済期間と同じ返済期間です。</td></tr><tr><td colspan="2">土地取得費</td><td>970 万円</td></tr><tr><td colspan="2">整地費</td><td>380 万円</td></tr></table>		構造等	融資限度額	返済期間	基 本 融 資	耐火住宅	1,460 万円	35 年	準耐火住宅	1,460 万円	35 年	木造住宅（耐久性）	1,460 万円	35 年	木造住宅（一般）	1,400 万円	25 年	特例加算（一般分）		450 万円	併せて利用する基本融資の返済期間と同じ返済期間です。	土地取得費		970 万円	整地費	
	構造等	融資限度額	返済期間																								
基 本 融 資	耐火住宅	1,460 万円	35 年																								
	準耐火住宅	1,460 万円	35 年																								
	木造住宅（耐久性）	1,460 万円	35 年																								
	木造住宅（一般）	1,400 万円	25 年																								
特例加算（一般分）		450 万円	併せて利用する基本融資の返済期間と同じ返済期間です。																								
土地取得費		970 万円																									
整地費		380 万円																									
※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。																											
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」したむねの「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」したむねの「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）																										
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構（☎0120-086-353）																										

母子寡婦福祉資金の住宅資金

支援の種類	融資								
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table><tr><td>貸付限度額</td><td>200 万円以内</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年 1.5 %</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>6 か月 ※貸し付けの日から 2 年を超えない範囲内で延長することも可能</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>7 年</td></tr></table>	貸付限度額	200 万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年 1.5 %	据置期間	6 か月 ※貸し付けの日から 2 年を超えない範囲内で延長することも可能	償還期間	7 年
貸付限度額	200 万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年 1.5 %								
据置期間	6 か月 ※貸し付けの日から 2 年を超えない範囲内で延長することも可能								
償還期間	7 年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	紀宝町役場福祉課（☎ 3 3 - 0 3 3 9） 三重県熊野保健福祉事務所福祉相談室（☎ 0 5 9 7 - 8 5 - 2 1 5 8）								

宅地防災工事資金融資

支援の種類	融資				
支援の内容	●災害によって崩壊、または危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告、または改善命令が出されます。 ●改善勧告、または改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁ようへきの設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table><tr><td>融資限度額</td><td>1,030 万円または工事費の 9 割のいずれか低い額</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>15 年以内</td></tr></table> ※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。	融資限度額	1,030 万円または工事費の 9 割のいずれか低い額	償還期間	15 年以内
融資限度額	1,030 万円または工事費の 9 割のいずれか低い額				
償還期間	15 年以内				
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告または改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構（☎ 0 1 2 0 - 0 8 6 - 3 5 3）				

災害復興住宅融資（補修）

支援の種類	融資																					
支援の内容	●自然現象により生じた災害、または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。																					
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。																					
	●この融資は、融資の日から 1 年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。																					
	<table><tr><th></th><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr><tr><td rowspan="3">補修資金融資</td><td>耐火住宅</td><td>640 万円</td><td>20 年</td></tr><tr><td>準耐火住宅</td><td>640 万円</td><td>20 年</td></tr><tr><td>木造住宅</td><td>590 万円</td><td>20 年</td></tr><tr><td colspan="2">整地費</td><td>380 万円</td><td rowspan="2">併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間です。</td></tr><tr><td colspan="2">引方移転費用</td><td>380 万円</td></tr></table>		構造等	融資限度額	返済期間	補修資金融資	耐火住宅	640 万円	20 年	準耐火住宅	640 万円	20 年	木造住宅	590 万円	20 年	整地費		380 万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間です。	引方移転費用		380 万円
		構造等	融資限度額	返済期間																		
補修資金融資	耐火住宅	640 万円	20 年																			
	準耐火住宅	640 万円	20 年																			
	木造住宅	590 万円	20 年																			
整地費		380 万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間です。																			
引方移転費用		380 万円																				
※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。																						
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に 10 万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																					
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構（☎0120-086-353）																					

生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

支援の種類	融資								
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table><tr><td>貸付限度額</td><td>250 万円以内（目安）</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5 %</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>6 か月以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>7 年以内（目安）</td></tr></table>	貸付限度額	250 万円以内（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5 %	据置期間	6 か月以内	償還期間	7 年以内（目安）
貸付限度額	250 万円以内（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5 %								
据置期間	6 か月以内								
償還期間	7 年以内（目安）								
活用できる方	●低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は、適用除外になります。								
お問い合わせ	紀宝町社会福祉協議会（☎ 3 2 - 0 9 5 7） 三重県社会福祉協議会（☎ 0 5 9 - 2 2 7 - 5 1 4 5）								

地すべり等関連住宅融資

支援の種類

融資

●地すべりや急傾斜地の崩壊により、被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。

●融資の対象となる地すべり等関連住宅には、主に次のタイプがあります。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により、都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

支援の内容

◆移転資金、建設資金または新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金、建設資金 または新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460 万円	970 万円	35 年
木造住宅（一般）	1,400 万円		25 年
特例加算（一般分）	450 万円		併せて利用する移転資金、建設資金、または新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。

◆リ・ユース住宅の購入
15 ページの（表①）のとおり

活用できる方

●関連事業計画、もしくは改善命令、もしくは勧告に基づいて、住宅を移転または除去する際の当該家屋の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。

お問い合わせ

独立行政法人住宅金融支援機構（☎0120-086-353）

住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、町が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は、1 世帯あたり 52 万円（平成 21 年度基準）です。同じ住宅に 2 世帯以上が同居している場合は、1 世帯とみなされます。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊または半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 ※世帯年収や世帯人員などの条件については、下記までご相談ください。
お問い合わせ	紀宝町役場産業建設課（☎33-0336） 三重県県土整備部住宅室（☎059-224-2720）

※本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。
この調査には現地の被害確認が必要なため、できるだけ被害状況の保存にご協力ください。

住居またはその周辺の 土石等の障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づき災害によって、住居やその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行います。 ●応急修理は、町が業者に委託して実施します。 ●対象経費は、1 世帯当たり平均 134,200 円以内です。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊、床上浸水の住家を対象とする。（全壊、流失、床下浸水は含まない。）②住家内の居室、台所、玄関、便所等の日常生活に最低限必要な場所を確保するための除去（物置、倉庫等は対象にならない。）であること。敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障を来たすもの、または放置しておくことが居住者の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去するものであること。③他に建物を所有し、日常生活が営める場合は対象になりません。
お問い合わせ	紀宝町役場産業建設課（☎33-0336） 三重県健康福祉部健康福祉総務室（☎059-224-2238）

※本制度の対象となる世帯を判定するため、現在、住宅被害の詳細調査を実施しています。
この調査には現地の被害確認が必要なため、できるだけ被害状況の保存にご協力ください。

災害復興情報

～みんなでがんばろう～

相談

災害発生に伴う健康問題について

災害発生に伴い、健康問題が心配されています。次のような症状がみられる場合は、速やかに「かかりつけ医」あるいは「保健センター」にご相談ください。

- ①軽症外傷、風邪症状
- ②ストレスによる不眠・頭痛・血圧上昇
- ③慢性疾患等の内服薬中断による症状出現・悪化
- ④食欲不振や腹痛など消化器症状の出現

証明書

罹災証明書

罹災証明書に関しては、10ページをご覧ください。

各種証明書の手続きについて

住民票、所得証明、評価証明
同一世帯以外の方が来られる時は、「委任状（※）」が必要です。また、窓口に来られる方の本人確認をするため、運転免許証・健康保険証・パスポート等が必要です。

印鑑証明

【印鑑登録証（青色の手帳）をお持ちの方】
ご本人が来られるときは、その印鑑登録証のみ、代理人の方が来られるときは、依頼人の印鑑登録証と代理人の方の認印をご持参ください。
【印鑑登録証を登録されていない方、紛失された方】

高齢の方とご家族のみなさんへ

- ⑤車中泊によるエコノミー症候群の出現
 - ⑥環境悪化による子どものアトピー性疾患の悪化
 - ⑦腰痛などのからだの痛みの悪化
 - ⑧口腔衛生悪化による食事摂取困難、誤嚥性肺炎の発症
 - ⑨持続的な不安感
 - ⑩便秘・痔の悪化
- ▼詳しくは、保健センター（☎32―3700）までお問い合わせください。

総合相談窓口

地域包括支援センターでは、高齢の方とご家族のための総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談を受け付けています。
今回の災害の影響で、心身状態が低下したり、生活面の不安も増大しがちです。どんな小さなことでも結構ですので、紀宝町地域包括支援センター（役場1階）までご相談ください。電話をいただければ、訪問

させていただきます。

災害に便乗した悪質商法に注意を！

災害に便乗した「便乗商法」や「募金詐欺」等が全国各地で発生しています。「町から依頼をうけて家屋無料調査に来た」「電気や水道の無料点検を行っている」と突然訪問し、他の契約を勧めるなど不審な情報がありましたら、すぐに地域包括支援センターまで相談してください。

義援金

紀宝町台風12号災害義援金について

町では、台風12号で被災した町民のみなさんの支援に活用させていただくため、義援金の受け付けを下記のとおり行っています。みなさんの温かいご支援をよろしく願います。

介護保険

介護保険料の徴収猶予・減免措置について

- ・委任する人のお名前（横に印鑑を押してください。）
 - ・委任される人のご住所
 - ・委任される人のお名前・使用目的
 - ・必要な証明書
- ▼詳しくは、役場税務住民課（☎33―0337）までお問い合わせください。

農業関係

農業者・事業者の支援について

農地等災害復旧補助金
農地の災害復旧に係る費用について、採択要件を満たすものについては一定割合を助成します。

農業経営関連災害復旧資金および相談窓口の設置

日本政策金融公庫や農業関連金融機関が相談窓口を設置します。また、認定農業者など一定の条件を満たせば低金利での融資が受けられます。
▼詳しくは、役場産業建設課（☎33―0336）までお問い合わせください。

紀宝警察

紀宝警察署からのお知らせ

盗難にご注意を！

災害の発生に伴い、留守宅などをねらった盗難事件が発生するおそれがあります。貴重品の取り扱いには十分注意してください。

また、災害を口実にした詐欺事件や悪徳商法の発生が危惧されます。「おかしい」と思う来訪者や電話などがあったときは、警察に通報してください。

安全運転を心がけましょう

災害の影響で、道路が陥没してしまうなど道路状況が変化しているうえ、支援に行く車など交通量も多くなっています。また、交通事故も増えています。余裕を持った運転で交通事故の防止に努めてください。

▼詳しくは、紀宝警察署（☎33―0110）までお問い合わせください。

振込口座：下記の①②まで

②第三銀行 新宮支店

- ・口座名義：紀宝町台風12号災害義援金
- ・預金種目：普通預金
- ・口座番号：2721671

※第三銀行本支店窓口で振り込みをされる場合は、手数料は無料です。ATMからの振り込みについては、9月21日（水）から手数料が無料になります。他行からの振り込みについては、手数料がかかる可能性がありますのでご注意ください。

紀宝町台風 12 号災害義援金

受付期間：10月31日（月）まで

①郵便局・ゆうちょ銀行

- ・口座名義：三重県紀宝町台風12号災害義援金
- ・口座番号

ゆうちょ銀行からの振り込みの場合
00860-2-2357

ゆうちょ銀行以外からの振り込みの場合
〇八九店 当座 0002357

※全国のゆうちょ銀行・郵便局の窓口で振り込みをされる場合は、手数料は無料です。インターネット・ATMからの振り込みについては、手数料がかかります。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

浄化槽

浄化槽が浸水した場合には

台風12号による浸水で、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽が浸水した場合、周辺の水位が下がれば、浄化槽内の水位も下がりますので、通常通り使用することが可能となります。土砂が流れ込んでいるなどの場合を除き、浸水によるくみ取りは必要ありません。

ただし、ブローアー（浄化槽に空気を送る装置）が水没した場合、故障している可能性があるので、『変な音がする』『ブローアーが熱を持っている』などの場合は、コンセントを抜いていただき、次のところへ一度、ご相談ください。

◎町管理の浄化槽：紀宝町下水道サービス（☎33-0360）がすでに確認していますが、もし、ブローアー等に異常が発生した場合は、同社までご連絡ください。

◎個人管理の浄化槽：契約先の保守点検業者に一度ご

相談ください。

◆くみ取り式トイレの場合
くみ取り式トイレの便槽が浸水した場合は、町の負担でくみ取りを行っていますので、南清社（☎21-1155）へ直接連絡し、浸水によるくみ取りであることと伝えていただくか、役場環境衛生課までご連絡ください。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までご連絡ください。

水道料

水道メーターの
検針について

台風12号の影響により、町内の多くの家屋が倒壊や浸水などの被害を受けており、被害状況がまだ確定しておりません。検針の困難な地域が予想されることから、9月の水道料の検針は行いません。

なお、8月分料金につきましては、10月に延期させていただきます。また、9

月分以降の料金等につきましては、後日お知らせしますのでご理解ください。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0343）までお問い合わせください。

イベント中止

各種イベントの
中止について

災害の発生に伴い、次のイベントは中止させていただきます。

◎第2回紀宝町民運動会
10月16日(日)開催予定であった『第2回紀宝町民運動会』。詳しくは、体育協会事務局【町教育委員会】（☎33-0341）までお問い合わせください。

◎第6回紀宝みなとフェスティバル
10月23日(日)開催予定であった『第6回紀宝みなとフェスティバル』。詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

◎紀宝町文化展
11月5日(土)・6日(日)に開

情報発信

防災行政無線が
電話で確認できます

催予定であった『文化展』。詳しくは、まなびの郷（☎32-0241）までお問い合わせください。

町では、防災行政無線放送の難聴地区解消対策のひとつとして、自宅電話や携帯電話からフリーダイヤルにより、放送内容を確認できるシステム（音声応答装置）を導入しています。

放送の内容が聞きづらい、わからないときは、フリーダイヤルで同じ放送を聞くことができます。

▼詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33-0335）までお問い合わせください。

フリーダイヤル電話番号（無料）

☎0120-334-119

「Twitter（ツイッター）」
を開始しました

町は、9月7日(水)から「Twitter（ツイッター）」を利用開始し、道路情報や住宅相談など災害関連情報を発信しています。

紀宝町役場公式アカウント
http://twitter.com/#!/kiho_town

※「Twitter（ツイッター）」とは…個々のユーザーが「ツイート」(tweet)と称される短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーション・サービス。



紀宝町役場公式アカウント
http://twitter.com/#!/kiho_town

▼詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

災害ごみの
分別にご
協力を！

台風12号による浸水被害に伴う紀宝町内の廃棄物発生量は、約23,000tが見込まれています。この発生量は、紀宝町の年間発生量の6年分に相当します。災害ごみは、できるかぎり下記のとおり分別してください。ご協力よろしくお願いします。

分別方法

1. 燃料ごみ
※袋に入れてください。
※生ごみは通常のごみ収集へ。
※金物類は絶対に入れないでください。
2. 家電リサイクル対象品
※冷蔵庫などの中身は取り除いてください。
3. 家具類
4. 流木類
5. 畳
6. タイヤ
7. 金属類
8. コンクリートがら
9. がれき
10. その他（不燃ごみ）

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

出せないもの

自動車、農機具（トラクター、耕運機等）、農薬等薬品類、灯油などの危険物

出し方

- ①戸別引き取り（回収日未定）
ごみ収集車が進入できる道路まで、できるだけ分別してまとめて出してください。回収日は指定できませんが、ごみ収集車が引き取りにいきます。
※くれぐれも交通に支障の出ないように配慮をお願いします。
- ②直接持ち込み
深田グラウンドへ直接持ち込んでください。午前9時から午後5時までです。
※畳は、紀宝町リサイクルセンターへお願いします。

土砂災害情報等メール配信サービスをご利用ください！

1



土砂災害情報等メール配信サービスは、土砂災害情報や気象情報（警報）、地震・津波情報、役場からのお知らせ等の情報をメールによりお届けするサービスです。（※役場からのお知らせは、防災情報のみです）

下記メールアドレスを直接入力し、空メールを送信する、または、携帯電話のカメラ機能を使用して②のQRコードを読み取り、登録してください。

アドレス：entry_dosha@dosha.town.kiho.lg.jp

2

クリック

紀宝町メール配信サービス

こちらは、紀宝町メール配信サービスです。
メール配信サービスの登録・設定変更・配信停止は、こちらに空メールを送信してください。

携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録される前に「@dosha.town.kiho.lg.jp」からのメール受信が可能なように設定を行ってください。

3

クリック

From: 紀宝町メール配信サービス
Subject: 配信登録案内

紀宝町メール配信サービスです。
登録・設定変更・配信停止は、下記のアドレスにアクセスして行ってください。
●重要:あなた専用のアドレスです。転送しないで下さい。
<http://touroku.kiho-mail.jp/touroku/1LnftW1YUtcB1LrP3e1Sk3Vm7o5juO8tyf6t8uuGS47xR5xS26NpjV7BrfhH1BO6Q>
■登録に当たっては、配信を希望する情報を指定していただく操作が必

4

クリック

紀宝町メール配信サービス

こちらは、紀宝町メール配信サービスです。
本サービスを希望される方は、下記の「ご利用上の注意」をご確認のうえ、お申し込みください。

ご利用上の注意

「ご利用上の注意」の内容に同意される方は、「同意して登録」ボタンを押してください。設定変更の場合もこちらのボタンを押してください。

同意して登録

5

記入

紀宝町メール配信サービス

①氏名（ニックネーム）
氏名を入力してください。ニックネームも可能です。

②土砂災害危険度情報
危険度レベルとメール情報を希望する地区を選択してください。地区は複数選択できますが、あまり多いとメールが多数配信されることがあります。

【危険度レベル】
○配信は希望しない
○危険レベル（高）以上から
○警戒レベル（中）以上から
○注意レベル（低）以上から
※危険度レベルは、「注意」⇒「警戒」⇒「危険」の順に高くなります。

【配信対象地区】
☐ 全地区
（注意：メールが多数配信されます）
☐ 井田
☐ 神内
☐ 成川
☐ 鮎田
☐ 高岡
☐ 北松杖
☐ 瀬原
☐ 浅里
☐ 大里
}

配信希望にチェック

クリック

③メール配信を希望する情報の□にチェックを入れてください。
☐ 気象情報（警報）
☐ 津波注警報
☐ 地震情報
☐ 役場からのお知らせ
※ ～注意書き（略）～
全ての設定が完了しましたら、「設定完了」ボタンをクリックしてください。登録後、確認用のメールを送信いたしますので、ご確認ください。
なお、確認用のメールが届かない場合は、再度登録作業を行ってください。

設定完了

7

確認

From: 紀宝町メール配信サービス
Subject: 配信登録確認

紀宝町メール配信サービスです。
下記内容にて、メール配信サービスに登録を行いました。
本メールに身に覚えがない場合は、恐れ入りますが、下記までご連絡願います。
紀宝町役場 0735-33-0335

■氏名
紀宝太郎
■配信情報
土砂災害危険度情報
危険レベル以上
}

登録の手順

- 1 携帯電話のカメラ機能を使用し、QRコードから読み込みます。
- 2 空メール送信画面が表示されるので、空メールを送信します。
- 3 配信登録案内メールが返信されてきます。
- 4 配信されたURLにアクセスすると配信登録画面が表示されるので、ご利用上の注意を確認し、「同意して登録」を押します。
- 5 各種情報設定画面より配信を希望する情報を入力します。
- 6 設定が完了したら、「設定完了」ボタンを押します。
- 7 登録内容が確認メールとして配信されてきて、登録終了です。

注意）各携帯電話会社による迷惑メール防止対策等の関係により、以下に該当するアドレスを使用されている方は本サービスをご利用できませんので、ご了承ください。
・アドレスの中で「」が連続していたり、@マークの前に「」が付いているアドレス
・アドレスの先頭が英字でないもの（例）kiho...town@～、kiho.@～、-kiho-@～

紀宝町土砂災害情報相互通報システムを導入しています！

紀宝町の土砂災害関連情報をパソコンや携帯電話に随時メール配信します

町では、三重県の協力を得て、土石流、地すべり、がけ崩れなどによる土砂災害から人命を守るために、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を提供できるシステムを導入しています。提供情報は、土砂災害に関する危険度情報、雨量情報のメール配信サービスとなります。

詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33—0335）までお問い合わせください。



パソコンで見る、システム画面

インターネット上の一般向けコンテンツURL

パソコン用

<http://dosha.town.kiho.lg.jp/>

携帯電話用

<http://dosha.town.kiho.lg.jp/mobile/>

メール配信で、下記のことを見ることができます

注）パソコン用を**パ**、携帯電話用を**携**と表示

メニュー名	種別	説明
発令文	パ携	紀宝町に土砂災害危険度情報が発令されると、発表される情報に応じてメッセージが表示される。使用するデータは、時間雨量および土壌雨量指数による町土砂災害危険度とする。
土砂災害危険度	パ携	紀宝町の地図を表示し、以下の情報を重ね合わせる。（最新データのみ表示） ①土砂災害危険度メッシュ情報（表示するメッシュ情報は、5km） ②雨量観測局情報（降雨量により色替え表示）
	携	紀宝町内で、土砂災害危険度を超過している地区を一覧表示する。
雨量現況図	パ	紀宝町の地図を表示し、以下の情報を重ね合わせる。（最新データのみ表示） ①雨量メッシュ情報（現況、1時間、2時間予測値） 表示するメッシュ情報は1kmメッシュで提供 ②雨量観測局情報（降雨量により色替え表示）
雨量現況表	パ携	紀宝町の雨量観測局の一覧と、最新降雨情報（10分雨量【パソコン用のみ】、時間雨量、連続雨量）を一覧表示形式で表示する。
雨量観測局情報	パ	指定した雨量観測局における降雨履歴を、一覧表およびグラフで表示する。（現在から過去3日間） 「観測局：相野谷、川原（鵜殿）、楊枝川、片川、阿田和」
	携	指定した雨量観測局における降雨履歴を一覧表で表示する。（1時間間隔で過去24時間分と、10分間隔で過去4時間分を切替表示）
リンク画面他	パ携	関係サイトへのリンクなど下記の画面を表示する。 ● 関係サイトへのリンク一覧 ● ヘルプ画面、システム同意事項 ● 問い合わせ等の案内 等

Health October Calendar

10月の健康カレンダー

◆子どもとお母さん（会場 紀宝町保健センター）

日	内 容 と 開 催 時 間
25日	すくすく育児相談（午前9時30分～11時30分） ※要予約：ご希望の方は、保健センターまで。
28日	のびのびキッズ広場（午前10時～11時30分） ※午前9時30分開放、午前10時までにお越しください。 ※持ち物：お茶 参加費：子ども一人50円

◆貯筋運動（イスに座ってできる簡単な運動です）

日	会 場 と 開 催 時 間
7・14・21・28日	保健センター（午後1時～2時30分）

※ 運動しやすい服装でおこしください。
※ 持ち物：タオル、水分補給のお茶、室内シューズ
※ 要予約：詳しくは、紀宝町地域包括支援センター（☎33-0175）まで。

◆ 10月の休日当番医				
日	病 院 名	内科・外科		
2日	湊 口 医 院	☎(31)6660	内 科	
9日	湊口クリニック	☎(21)3710	内 科	
10日	米 良 医 院	☎(22)2710	内 科	
16日	米良クリニック	☎(21)7878	外 科	
23日	佐 野 内 科	☎(28)3266	内 科	
30日	坂 下 小 児 科	☎(22)0115	小児科	
日・祝	紀南医師会 応急診療所	☎0597(88)1001	内 科	

※ 変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。
※ 診療科目が異なる場合は、三重県救急医療情報センターコールセンター（☎0597-89-1199）にご相談ください。

◆年金額の上乗せとなる付加保険料

・付加保険料とは

平成23年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で788,900円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加保険料（月額400円）を納付する制度があります。これは、定額保険料とあわせて月額15,420円を納付期限までに納付することで、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

・付加年金の額は（支給額）「200円×付加保険料の納付月数」で計算され、年金を2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が支給されます。

▼詳しくは、役場税務住民課国民年金係（☎33-0337）までお問い合わせください。

まどぐち国民年金

部消防救急課通信指令係（☎0597（89）0119）までお問い合わせください。

◆ 9月号の正解

①減塩②運動③休日④三重⑤笑顔

9月号の当選者

（応募総数14通・正解者14通）

賞品は「マコモたけ」

- ・土尻秀子さん（成川）
- ・森下茜さん（井田）
- ・門田譲二さん（井田）
- ・濱中祐次さん（神内）
- ・玉置佑子さん（鵜殿）

▼詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

広報クイズ

10月の尾鷲社会保険事務所の職員による年金相談は、10月19日(水)午前10時から午後2時まで、役場2階小会議室で行います。

紀宝町下水道サービス株式会社



浄化槽のご相談は
フリーダイヤル
0120-620-690

紀宝町鵜殿1375番地1
TEL：0735-33-0360（代）
FAX：0735-33-0365
HP：http://pfi-kiho.sakura.ne.jp

とみむろクリニック

内科・整形外科・リハビリテーション科
外科・肛門科（送迎専用電話 090-7484-1050）

胃カメラ（経鼻内視鏡） 腹部超音波検査
リハビリ機器多数完備 マッサージ(肩こり・腰痛)

紀宝町成川44-1（JA紀宝支店隣） 休診：土・日・祝
☎0735（28）1030（医学博士 富室徹哉）

紀宝町教育委員会では、障がいのある児童の支援を行う「学校特別支援要員」（非常勤職員）1名を次のとおり至急募集します。

応募資格 看護師の免許取得者

勤務校 紀宝町内小学校

勤務時間 月々金の学校の授業のある日の6時間程度（休業日勤務を要しない）

勤務待遇 紀宝町非常勤職員取扱要項に準拠

▼勤務時間、勤務内容、提出書類、待遇など詳しくは町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

愛玩家畜、愛玩鶏を飼育している方を探しています

口蹄疫や鳥インフルエンザなど、一回発生すると社会的影響が非常に大きい家畜の病気があります。これらの病気の情報を提供したり、注意を呼びかけたりするために、ペットとして飼育する牛、山羊、羊、豚、いのしし、家きん類（鶏、あひる、かも等）を飼っている方の情報を集めています。飼育をされている方は、役場産業建設課（☎33-0336）または紀州家畜保健衛生所（☎0597-89-2455）までご連絡ください。

10月18日～24日は秋の行政相談週間

町では、10月18日(火)から10月24日(月)までの「秋の行政相談週間」にあわせ、次のとおり行政相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

日時 10月26日(水)

午前10時から午後3時まで

場所 福祉センター（神内）

行政相談委員 久原章作さん（成川・☎22-6605）、畑中英文さん（鵜殿・☎32-3236）

▼行政相談について詳しくは、総務省三重行政評価事務所（☎059-227-6661）までお問い合わせください。

救急医療情報コールセンター開設

これまで「救急医療情報センター」として休日や夜間の医療情報などを熊野市消防本部通信指令室が窓口となり案内していましたが、平成23年10月1日から「三重県救急医療情報センター コールセンター」が開設され、津市のコールセンターで三重県全体の案内業務を一括して実施することになりました。また、和歌山県側の案内も実施します。電話番号はこれまでどおりです。

コールセンター ☎0597（89）1199

▼詳しくは、熊野市消防本

お知らせ メール便



10月号

町の人口 - population -

平成23年8月末現在（前月比）	
人口	12,090（-1）
男	5,699（-1）
女	6,391（±0）
世帯	5,467（+3）

主な電話番号 - telephone -

役 場 総 務 課	(33) 0333
保 健 セ ン タ ー	(32) 3700
相 野 谷 診 療 所	(34) 0011
鵜 殿 図 書 館	(32) 4646
ま な び の 郷	(32) 0241
ウミガメ公園	(32) 3686
神内福祉センター	(32) 2023
鵜殿福祉センター	(32) 0957
お かけ 間 違 え の な い よ う に ！	

復興・再生に 全力で取り組みます！



紀宝町長
西田 健

9月4日、台風12号は記録的な豪雨と土砂災害をもたらし、この恐ろしい大災害で、一人の尊い命が奪われました。

亡くなられた方とご遺族の皆さまに、深くお悔やみを申し上げます。

また、被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風12号は、熊野川などの河川の氾濫や土砂崩れなどにより、被害は1000棟を超えています。一時は、道路や水道、山林農地の被害など、全てのライフラインが断たれ、私たちも全く経験したことの無い未曾有の大災害となりました。今

もなお一人の方が行方不明となっており、全力で捜索に取り組んでいます。ご尽力いただいている警察・消防・地域の皆さまに深く敬意を表します。

災害直後から、早々のお見舞いや救援物資、県内外から駆けつけてくださった数多くのボランティアの皆さまをはじめ、国・県をはじめ各種団体の方々から献身的なご支援をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

これから、町が一日も早く再生できるよう、議会、関係団体等と共に力を合わせ、全力で復興に取り組んでまいりたいと考えております。

今こそ、町民の皆さまお一人おひとりの力を一つにし、この困難に打ち勝とうではありませんか。ともにがんばりましょう。

平成23年9月18日

紀宝町長 西田 健